



犯罪被害者支援週間について

★犯罪被害者支援週間の期間★

令和6年11月25日から令和6年12月1日までの間

★犯罪被害者支援週間とは★

平成17年12月に「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、「犯罪被害者等基本法」の成立日である、12月1日以前の一週間、11月25日～12月1日の間を犯罪被害者支援週間と定められました。

犯罪被害者支援週間では、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉、生活の平穏への配慮の重要性について理解を深めることを目的としているものであり、期間中は全国各地で様々なイベントが開催されています。

★『犯罪被害者支援週間』広報啓発キャンペーン★

①千葉県民のつどい

【日時】令和6年12月1日(日)13:00～15:30(受付12:00～)

【会場】千葉市生涯学習センターホール
(千葉市中央区弁天3-7-7)

【内容】・犯罪被害者遺族弁護士による講演

・パネルディスカッション

テーマ 『寄り添い支えあう自助グループの活動から』

・犯罪被害者支援音楽会

【申込方法】WEB申し込み又は参加者の住所・氏名・電話番号を記載して郵送、FAX、Eメール又は電話。(11月27日締め切り)

※当日入場可(予約者優先)

【申込先】〒260-0013千葉市中央区中央3-9-16大樹生命千葉
中央ビル7F公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター事務局
043-225-5451 (FAX043-225-5453)

②中央イベント(東京都内)

【日時】令和6年11月29日(金)13:30～16:30(受付12:45～)

【会場】東京ウィメンズプラザ(東京都渋谷区神宮前5-53-67)

【内容】・表彰式

・犯罪被害者御遺族による講演

・パネルディスカッション

テーマ 『支援の広がりは一人ひとりの理解と協力から』

【申込方法】WEB申し込み又は参加申込書のFAX(11月22日締め切り)

【問合せ先】042-794-9303警視庁主催犯罪被害者週間大会事務局

③その他街頭キャンペーンなど



犯罪被害給付制度の問い合わせ先

☆ 千葉県警察本部犯罪被害者支援室 043-201-0110(代)

被害者支援活動に、今後も、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

☆ 松戸警察署 警務課 047-369-0110(代)